

## 社会福祉法人互惠会ほか6団体

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

##### (1) 監査対象団体

都が「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱」に基づき補助金を交付（以下「軽費老人ホーム補助金」という。）している団体のうち、表1の社会福祉法人互惠会ほか6団体（10施設）を監査対象とした。これらの団体については、軽費老人ホーム補助金とともに、都が交付しているその他の補助金についても併せて監査を実施した。

なお、軽費老人ホーム補助金及び補助対象施設の規模は、表2のとおりである。

##### (2) 監査対象局

福祉保健局

(表1) 監査対象団体

社会福祉法人互惠会
社会福祉法人いろは福祉会
社会福祉法人博愛会
中央区佃高齢者介護福祉サービス株式会社
社会福祉法人さくら会
社会福祉法人緑愛会
社会福祉法人ふるさと福祉会

(表2) 軽費老人ホーム補助金及び補助対象施設の規模

区 分	平成23年度		平成24年度	
	交付金額 (千円)	施設数	交付金額 (千円)	施設数
補助金の総交付金額 (A)	585,454	29	590,993	29
監査対象団体に対する補助金交付額 (B)	218,438	8	218,086	8
比率 (B/A)	37.3%	27.6%	36.9%	27.6%

## 2 団体の概要

### (1) 団体の概要

今回、監査対象とした社会福祉法人互惠会ほか6団体は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、軽費老人ホーム及びその他の社会福祉施設を設置し、運営している。

監査対象とした各団体における補助対象施設は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体及び施設（補助対象施設のみ）（平成25.3.31現在）

団体名	施設等の名称	施設種別	所在地	施設等規模
社会福祉法人 互惠会	ケアハウスはごろも	軽費老人 ホーム	足立区西新井	定員 100名
社会福祉法人 いろは福祉会	グレースビレッジ	軽費老人 ホーム	葛飾区鎌倉	定員 50名
社会福祉法人 博愛会	ハーモニー松葉	軽費老人 ホーム	稲城市矢野口	定員 30名
中央区佃高齢者 介護福祉サービ ス株式会社	ケアハウスあいおい	軽費老人 ホーム	中央区佃	定員 80名 (うち、特定:48名)※
社会福祉法人 さくら会	さくらハイツ南大井	軽費老人 ホーム	品川区南大井	定員 36名
	ケアホーム西五反田・ さくらハイツ西五反田	軽費老人 ホーム	品川区西五反田	定員 124名 (うち、特定:81名)※
社会福祉法人 緑愛会	あたご苑ケアハウス	軽費老人 ホーム	あきる野市入野	定員 30名
	あたご苑	特別養護 老人ホーム	あきる野市入野	定員 100名
社会福祉法人 ふるさと福祉会	幸房の家	軽費老人 ホーム	奥多摩町海沢	定員 20名
	東京多摩学園	障害者支 援施設	奥多摩町海沢	定員 50名

※ 特定とは、団体が、介護保険法に基づき、居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護を行う事業者として都の指定を受けた場合に設定している、当該サービスの利用定員をいう。特定施設入居者生活介護とは、入居している要介護者について、介護や日常生活、機能訓練等における世話をを行うものである。

### 3 都との関係

都は、社会福祉法人互惠会ほか6団体に対し、平成23年度に2億9,004万余円、平成24年度に2億7,747万余円の補助金を交付している。

#### (1) 団体別補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人互惠会ほか6団体に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団体別交付額

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額 (千円)	
			平成23年度	平成24年度
社会福祉法人 互惠会	ケアハウスはごろも(軽 費老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	39,793	40,559
		私立学校等結核予防費 都費補助金	25	24
社会福祉法人 いろは福祉会	グレースビレッジ(軽費 老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	37,568	37,761
社会福祉法人 博愛会	ハーモニー松葉(軽費老 人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	27,898	29,854
中央区佃高齢者 介護福祉サービ ス株式会社	ケアハウスあいおい(軽 費老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	27,103	26,582
社会福祉法人 さくら会	さくらハイツ南大井(軽 費老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	16,130	15,303
	ケアホーム西五反田・さ くらハイツ西五反田(軽 費老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	24,021	22,501
社会福祉法人 緑愛会	あたご苑ケアハウス(軽 費老人ホーム)	軽費老人ホーム補助金	16,216	14,398
	あたご苑(特別養護老人 ホーム)	特別養護老人ホーム経 営支援補助金	3,869	3,224
社会福祉法人 ふるさと福祉会	幸房の家(軽費老人ホー ム)	軽費老人ホーム補助金	29,705	31,125
	東京多摩学園(障害者支 援施設)	民間社会福祉施設サー ビス推進費補助金	67,714	56,145
合 計			290,047	277,479
軽費老人ホーム補助金			218,438	218,086
その他の補助金			71,608	59,393

(注1) 特別養護老人ホーム経営支援補助金及び民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)については、平成24年度の交付額は、補助金交付額確定前の数値である。

(注2) 計数については、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成23年度及び平成24年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 福祉保健局 平成25年10月4日及び同月23日

(2) 団 体 平成25年10月7日から同月21日まで

団体別実地監査期間は、表5のとおりである。

(表5) 団体別実地監査期間

月 日	団体名
10月 7日	社会福祉法人さくら会
10月 8日	社会福祉法人互惠会
10月 9日	社会福祉法人いろは福祉会
10月11日	社会福祉法人ふるさと福祉会
10月17日	社会福祉法人博愛会
10月18日	中央区佃高齢者介護福祉サービス株式会社
10月21日	社会福祉法人緑愛会

### 第4 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行について

各団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

#### 2 指摘事項

##### (1) 団体及び局

ア 補助金の返還を求めるべきもの

##### (ア) 軽費老人ホーム補助金

福祉保健局は、軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱に基づき、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。

この補助金は、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用について、利用者の収入（18階層に区分）に応じ、法人等が減免した施設の利用料について、その減免分を補助

するものであり、表6のように算定されている。サービスの提供に要する費用基準額の単価のうち、②の各種加算の項目・内容等は表7のとおりとなっている。

ところで、次のとおり、5団体5施設で不適正な事例が認められた。

団体は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、団体に対し補助金の返還を求められたい。

( 社会福祉法人互惠会 )

( 社会福祉法人いろは福祉会 )

( 社会福祉法人博愛会 )

( 中央区佃高齢者介護福祉サービス株式会社 )

( 社会福祉法人さくら会 )

( 福祉保健局 )

(表6) 補助金の算定方法

対象経費		算定方法							
団体が支出した軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用(人件費、事務費等)について、利用者からの利用料の一部を減免した額		サービスの提供に要する費用基準額の単価(月額) (①+②)		×	各月初日の 実利用人員	+	特別 運営費※	-	利用者の収入 による階層区 分に応じて徴 収する利用料 の額
	①	地域別・定員別・施設種別(単独又は他の老人福祉施設等との併設及び職員配置の組み合わせにより区分)の単価							
	②	各種加算(表7)の単価							

※ 特別運営費とは、利用者及び家族に対する説明会等の開催に要する経費などの対象経費につき、定員規模に応じて補助する経費である。

(表7) 各種加算の内容

加算項目		対象施設・事業		加算単価の算定方法
民間施設 給与等改 善費	基本分	補助対象施設全て		施設に勤務する常勤職員等の平均勤続年数に応じた加算率を表6①に掛け合わせて算定
	管理費特別加算分	処遇困難な者を多数受け入れるなど、特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設		基本分の加算率に1%を上乗せして算定
施設機能強化推進費		社会復帰等 自立促進 事業	施設入所者社会復帰促進事業	各事業の補助限度額の範囲内で実所要額を補助対象とし、補助対象とした額/(定員×12か月)により算定
			心身機能低下防止事業	
			処遇困難事例研究事業	
		専門機能 強化事業	介護機能強化事業	
機能回復訓練機能強化事業				
		技術訓練機能強化事業		
		総合防災対策強化事業		
入所者処遇特別加算費		入所者処遇の一層の向上のため、高齢者・身体障害者等を非常勤職員として雇用している施設		高齢者等の年間総雇用時間数に応じた加算額(年間)/(3月初日の定員×12か月)により算定

- a 社会福祉法人互惠会が設置するケアハウスはごろもにおける平成23年度及び平成24年度の補助金交付状況について見たところ、利用人員数を誤って算定したため、表8のとおり、44万2,990円が過大に交付されている。

(表8) 補助金交付額の算定

(単位:円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	誤	正	誤	正
延べ利用人員数	1,095人	1,089人	1,089人	1,083人
A サービスの提供に要する費用基準額	58,112,215	57,794,833	58,852,252	58,529,044
B サービスの提供に要する費用本人徴収額	18,318,600	18,264,600	18,293,200	18,149,600
C 補助金交付額(減免額) : A-B	39,793,615	39,530,233	40,559,052	40,379,444
過大交付額	263,382		179,608	
計	442,990			

- b 社会福祉法人いろは福祉会が設置するグレースビレッジにおける平成23年度及び平成24年度の補助金交付状況について見たところ、利用人員数を誤って算定したため、表9のとおり、30万4,384円が過大に交付されている。

(表9) 補助金交付額の算定

(単位:円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	誤	正	誤	正
延べ利用人員数	597人	593人	594人	593人
A サービスの提供に要する費用基準額	50,840,672	50,500,768	51,479,120	51,392,640
B サービスの提供に要する費用本人徴収額	13,272,400	13,172,400	13,717,800	13,695,800
C 補助金交付額(減免額) : A-B	37,568,272	37,328,368	37,761,320	37,696,840
過大交付額	239,904		64,480	
計	304,384			

- c 社会福祉法人博愛会が設置するハーモニー松葉における平成24年度の補助金交付状況について見たところ、利用人員数を誤って算定したため、表10のとおり、9万3,319円が過大に交付されている。

(表10) 補助金交付額の算定

(単位：円)

区 分	平成24年度	
	誤	正
延べ利用人数	357人	356人
A サービスの提供に要する費用基準額	36,954,883	36,851,564
B サービスの提供に要する費用本人徴収額	7,100,000	7,090,000
C 補助金交付額(減免額) : A - B	29,854,883	29,761,564
過大交付額	93,319	

d 中央区佃高齢者介護福祉サービス株式会社が設置するケアハウスあいおいにおける平成23年度及び平成24年度の補助金の交付状況について見たところ、以下の点により、表11のとおり、合計130万6,380円が過大に交付されている。

① 平成23年度において、利用人員数を3名（延べ利用人員数：3人）、誤って算定した。

② 利用者の収入の各年度における階層区分の認定は、団体が、利用者の前年1月から12月の実際の収入・必要経費を確認することにより行う。

しかしながら、会社は、平成23年度の階層区分については同年度の8月、平成24年度については同年度の11月に認定を行っており、それまでに退居した利用者については認定を行っていない。

このため、平成23年度は8名（延べ利用人員数：37人）、平成24年度は6名（延べ利用人員数：20人）の利用者については補助要件を満たしていない。

(表11) 補助金交付額の算定

(単位：円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	誤	正	誤	正
延べ利用人員数	955人	915人	959人	939人
うち、①によるもの	918人	915人	939人	939人
うち、②によるもの	37人	0人	20人	0人
A サービスの提供に要する費用基準額	44,723,097	43,357,777	44,922,331	44,239,671
B サービスの提供に要する費用本人徴収額	17,619,900	17,176,100	18,339,800	18,042,000
C 補助金交付額（減免額）：A－B	27,103,197	26,181,677	26,582,531	26,197,671
過大交付額		921,520		384,860
計				1,306,380



e 社会福祉法人さくら会が設置するさくらハイツ南大井における平成23年度及び平成24年度補助金の交付状況について見たところ、以下の点により、表12のとおり、合計11万3,140円が過大に交付されている。

① 施設機能強化推進費加算の対象事業である、社会復帰等自立促進事業の中の心身機能低下防止事業及び総合防災対策強化事業を行っているとして加算分の補助を受けているが、心身機能低下防止事業の、施設外部の人を招へいして行うという補助要件を満たしていないイベントの経費を含めて算定した。

② 平成24年度において、夫婦の利用者を対象とした利用料の減額（夫婦の平均収入が150万円以下の場合、3,000円×夫婦2人×月数を減ずる）を、夫婦の一方が死亡した後の5か月間、他の1人に誤って適用した。

(表12) 補助金交付額の算定

(単位：円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	誤	正	誤	正
A サービスの提供に要する費用基準額	28,893,010	28,838,540	27,341,518	27,297,848
①施設機能強化推進費加算額	666,210	611,740	595,500	551,830
B サービスの提供に要する費用本人徴収額	12,762,200	12,762,200	12,038,200	12,053,200
②減額を適用する延べ夫婦利用者数			67人	62人
C 補助金交付額（減免額）：A－B	16,130,810	16,076,340	15,303,318	15,244,648
過大交付額		54,470		58,670
計				113,140